

骨太方針に向けて
～結婚・出産・子育て支援の総合政策パッケージ策定を～

平成28年4月18日

伊藤 元重

榊原 定征

高橋 進

新浪 剛史

1. 結婚・出産・子育て支援の総合政策パッケージ策定を

- 600兆円経済の実現に向けて、国民の希望の実現、とりわけ、結婚・出産、子育て・教育などの面で、所得や生活の質(QOL)に大きく影響する「税・社会保険」、「各種給付」、「働き方」について、4ページに掲げるように、きめ細かに課題に対応する総合政策パッケージを策定すべき。
- 特に、毎年200万人近く出生した第二次ベビーブーマー世代が40歳代に達し、出生数が100万人を切りかねない状況であることを踏まえれば、期限を切った集中的かつ重点的な対応が不可欠。
- 結婚・出産・子育て支援の総合政策パッケージでは、誰もが希望通りに働き、結婚、出産、子育て、教育を実現できる環境を一刻も早く整備し、若年・子育て世代の将来不安を払拭することを最優先し、既存の枠組みにとらわれることなく、省庁横断的に取り組むことに注力すべき。

2. 子育て世帯の支援強化の重要性

理想の子ども数「2人」は5割、「3人」は4割。一方、経済的理由などから理想の子ども数を持っていない夫婦は5割を超える。子育て世帯には児童手当が支給されるほか、28年度から世帯年収360万未満の多子世帯につき保育料負担軽減措置を拡充、さらに、ひとり親多子世帯には児童扶養手当の加算拡大。

- 理想の子ども数を持ってない理由として、子育てや教育にお金がかかるというのが最大の理由。例えば、少子化を克服したフランスやスウェーデンでは、第2子以降の児童手当の加算幅が大きい。例えば、認可外の保育施設の利用料の負担軽減も含めた支援など、子育て世帯、特に多子世帯などの支援を強化すべき。
- 自治体には独自の支援策として、多子世帯支援の様々な方策を講じるところもある。加えて、「経済・財政一体改革」の歳出改革の成果を、例えば地域の子育て支援・多子世帯支援等の支出拡大に還元する仕組みを構築すべき。また、厳しい財政状況のなかで追加的措置を講じている地域に対して、国の補助金を減額することはやめるべき。

3. 結婚しやすい環境の整備

- 男女の未婚者の9割弱が婚姻希望を持っているにもかかわらず、2000年以降、婚姻数は緩やかに減少し(2015年は63.5万組)、若者(18~34歳)の希望する結婚年齢は上昇が続いている(男性30.4歳、女性28.4歳)。
- 調査では結婚しづらい理由として、生活や結婚資金、雇用の安定や住居など経済的理由が高い比率を占める。特に男性の場合、職業状況によって、結婚意欲が異なる(自営等、正規労働者で高く、パート・アルバイト、無職などで低い)ことも指摘されている。
- 経済再生に向けた取組、特に女性・若者の賃金や就業環境の改善(正規化を含め)とともに、自治体における結婚支援の取組支援など、結婚しやすい環境の整備を促すことが重要。

4. 財源について

- OECD平均と比べ低い水準にとどまっている少子化対策(家族関係支出)について、「経済・財政再生計画」の枠組みの下、早期に倍増を目指し、取り組むべき。
- 骨太方針2015においては、「追加的な歳出増加要因(子ども子育て・家族支援等)については、必要不可欠なものにするとともに、適切な財源を確保する」とされた。これを踏まえ、税収増や「経済・財政再生計画」による歳出改革の成果などのアベノミクスの成果を、結婚・出産・子育て支援、少子化対策等の財源に充て、少子化問題に社会全体で取り組むことを検討すべき。

【保育・介護・医療】

- ① 深刻な待機児童問題、学童の不足
- ② 保育人材、介護人材不足
- ③ 一時預かりや介護とのダブルケアなど多様な育児・介護支援サービスの不足
- ④ 地域における小児・周産期医療の偏在、高額の不妊治療

【各種手当・補助】

- ⑤ 自治体での結婚支援の財源確保
- ⑥ 幼児教育をはじめ教育にかかる費用の負担感や懸念大きい。返済負担など大学の奨学金にかかる負担大きい。多子世帯の負担感大きい。
- ⑦ 子ども医療費負担軽減は自治体でバラつき
- ⑧ 給食費負担、子どもの貧困対策
- ⑨ 若年・子育て世代の支出に占める家賃負担

- ⑩ 配偶者控除の見直し等により、働き方の選択に関し中立的な所得税制を実現する必要性
- ⑪ 社会保険料負担の増大
- ⑫ 「130万円の壁」が短時間労働者の就労意欲を抑制
- ⑬ 老後の生活不安

【若者・子育て世代の所得環境】

- ⑭ 生活資金や住居など経済的理由が結婚を阻害
- ⑮ 賃金、キャリア形成などにおける正規と非正規の待遇の差
- ⑯ 130万円の壁が短時間労働者の就労意欲抑制

【働き方・就業環境】

- ⑰ 長時間労働、低い有給取得率、諸外国と比べ突出して少ない男性の家事・育児時間
- ⑱ 企業での女性登用やその情報開示は途上
- ⑲ 母親の就業・復職・スキル向上を一括して支援する体制不足

【保育・介護・医療】

- ① 「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策(2016年3月28日厚労省発表)」の迅速な実施、フォローアップと改善。学童保育の拡充
- ② 保育・介護人材確保の総合対策の早期策定(キャリア向上、継続的な待遇改善、業務負担軽減等)
- ③ 子育て支援バウチャーの仕組み等の多様な支援サービスの全国展開
- ④ 小児・周産期医療の拡充・アクセス改善、不妊治療への支援拡充

【各種手当・補助】

- ⑤ 地域少子化対策重点推進交付金の拡充による地域での結婚支援
- ⑥ 認可外の保育施設の利用料の負担軽減も含めた支援など、子育て世帯、特に多子世帯などの支援強化(次ページ)。奨学金の拡充等
- ⑦ 子ども医療費の負担軽減に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額措置についての検討
- ⑧ 給食費免除の拡充等、子どもの貧困対策推進
- ⑨ 子育て世帯への空き家の低家賃での提供

- ⑩ 「経済社会の構造変化を踏まえた税制の構造的な見直し」の早期実行
- ⑪ 改革工程表の着実な実施など歳出改革の加速を通じた健康保険・介護保険料率上昇抑制
- ⑫ 「130万円の壁」等の克服(ひとり親世帯を含め、壁を超える個人の就労促進・負担軽減、国家公務員が率先する形での扶養手当の見直し等)
- ⑬ 自助での資産形成支援(NISAの利便性向上、恒常化等)

【若者・子育て世代の所得向上・経済力向上】

- ⑭ 経済再生、若者の経済力向上、収益に見合った賃金の継続的引上げ・最低賃金1000円の早期実現など可処分所得の向上
- ⑮ 同一賃金・同一労働を実現する法令等の整備
- ⑯ 「130万円の壁」の克服(再掲)

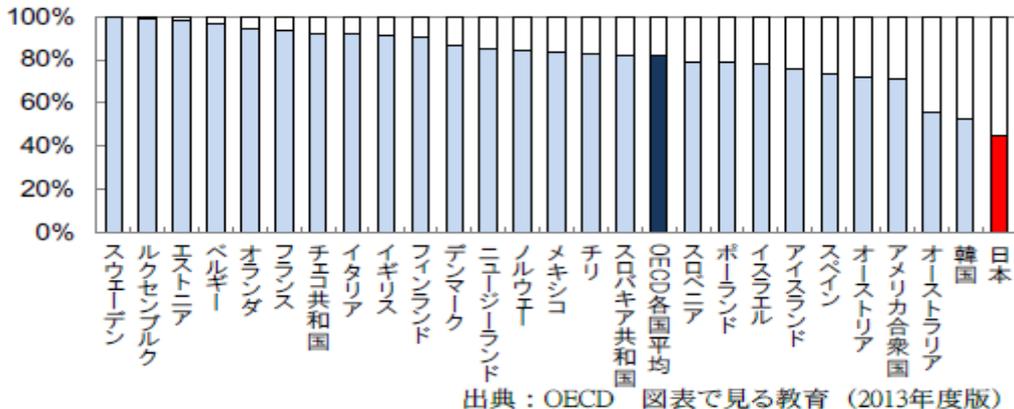
【働き方改革】

- ⑰ 長時間労働抑制・有給休暇取得促進(労基法等改正法案の早期成立、企業の健康経営の普及等)、男性の家事・育児時間増加の環境整備
- ⑱ 女性活躍推進法に基づく情報開示、計画策定の普及等
- ⑲ 厚労省「緊急対策」の保育コンシェルジュの拡充、復職支援や職業訓練、学童情報提供等を含むワンストップの支援を普及

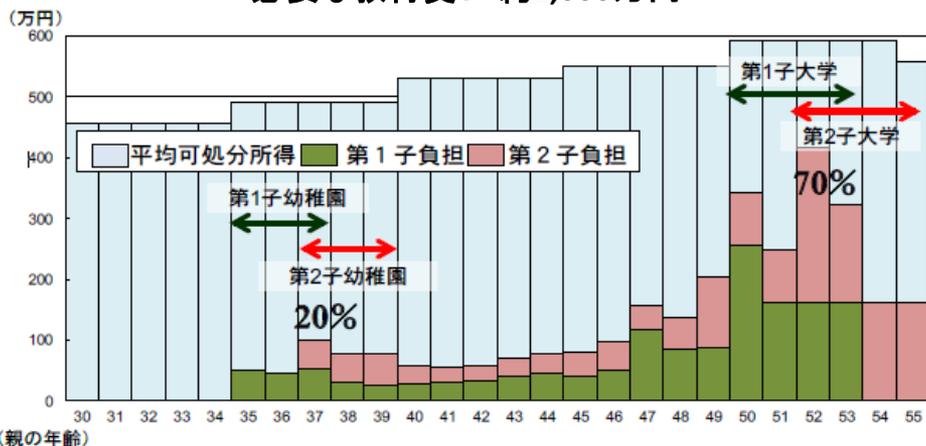
(参考)子育て世帯・多子世帯の支援強化

図表1. 幼児教育に対する支出の公財政負担割合

日本：45.2% (OECD平均：82.1%)



図表2 子ども2人を大学まで卒業させるために必要な教育費：約2,600万円



※31歳で第1子、33歳で第2子を出産と想定。小中学校は公立、それ以外は私立の場合。
 ※パーセンテージ(%)は平均可処分所得に占める教育費負担の割合。
 出典：文部科学省「平成24年度子どもの学習費調査」(2014年)、日本政策金融公庫「教育費負担の」
 態調査結果(平成24年度)、総務省統計局「平成24年度家計調査年報」(2013年)

(備考)図表1、2：内閣官房HP「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」(2015年7月22日)資料3「説明資料」より転載

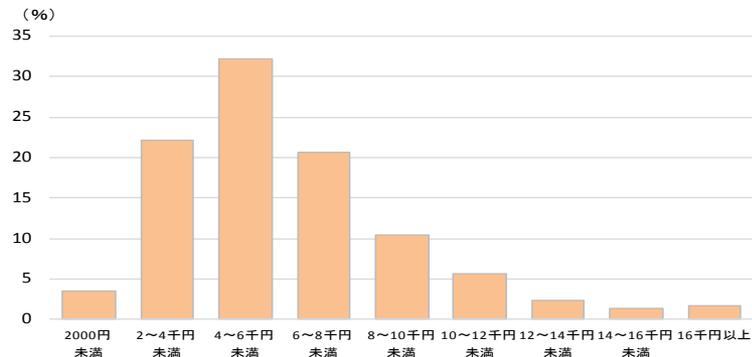
図表3. 認可外保育施設の推計利用世帯数(2013年調査)

ベビーホテル	44,971 世帯
その他の認可外保育施設	166,719 世帯
合計	211,690 世帯

図表4. 認可保育所、認可外保育施設の月額利用料(2012年調査)

認可保育所	20,491 円
認可外保育施設 (事業所内保育施設・ベビーホテル 以外の認可外保育施設)	1歳 45,968 円 3歳 39,805 円

図表5. 放課後児童クラブ(学童)の月額利用料



(備考)厚生労働省平成24年・25年・26年「地域児童福祉事業等調査結果の概況」より作成。
 図表3：平成25年調査より作成。認可外保育施設をランダムに抽出し、その認可外保育施設を利用する世帯を調査対象としたもの。有効回答世帯数12,876世帯
 図表4：平成24年調査より作成。認可保育所は全国の保育所からランダムに抽出された保育所の利用世帯への調査。有効回答世帯数15,730世帯。1世帯当たり、児童1人当たり平均。認可外保育施設は、利用料について施設が回答したもの。有効回答施設数7,196施設
 図表5：平成26年調査より作成。全国市町村への調査。放課後児童クラブは全国に21,477か所、そのうち利用料(おやつ代等の実費徴収を含まない)を徴収する施設19,515か所(90.9%)についての平均月額利用料分布。なお、何らかの利用料減免措置がある市町村は全体の31.7%。

図表6. 都道府県における多子世帯支援の取組事例

出産・子育てへの支援

- 子育て応援券(子育て支援バウチャー)の配布
 - ・第1子・第2子には1万円分、第3子以降には3万円分の子育て応援券を出生時に配布。子育てサービス、読み聞かせ絵本の購入、予防接種、母乳相談、フッ素塗布等に利用可能(有効期間3年)
- プレミアム付き商品券等
 - ・多子世帯に対し、商品券のプレミアムの上乘せやクーポンの無料配布／農林水産品とお祝い状贈呈

幼児教育・保育への支援

- 第3子以降の保育料を無料化(兄弟との年齢要件の緩和)
例. 18歳未満が3人以上いる場合に適用／3歳未満に限定し無償化／所得制限を設定／認可外保育施設も対象
- 病児・病後児保育利用料の無料化

義務教育段階の児童への支援

- 病児・病後児保育利用料の無料化
- 放課後児童クラブの利用料への補助

住宅への支援

- 県営住宅への優先入居(抽選倍率の緩和／18歳以下の子供が3人以上いる世帯に対し、募集枠を設定)
- 県営住宅における多子世帯向け住宅の提供
 - ・3人以上の18歳未満と同居・扶養する世帯に既存住戸の4DKへの改修、隣り合う既存住戸をつなげる改修
- 低利融資・利子補給
 - ・多子世帯の新築住宅工事、中古住宅・マンション購入、リフォーム工事にかかる費用に低利で融資を行う
 - ・18歳未満の子2人以上の世帯が新築住宅取得の際に、民間ローンの利子の一部を助成(5年間で総額最大23.1万円)

医療分野での支援

- 第3子以降の医療費の自己負担軽減

その他

- 高校生等への奨学金貸与(第3子以降を対象に奨学金を貸与)
- 協賛店舗によるサービス提供(協賛店舗でサービス提供が受けられるカードを世帯に交付)
- 企業の取組に対する支援(企業の多子世帯向けのサービス(料金割引、ポイント加算)を支援／多子のいる従業員に対する企業の支援の取組を県が広報)